

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の見直しについて

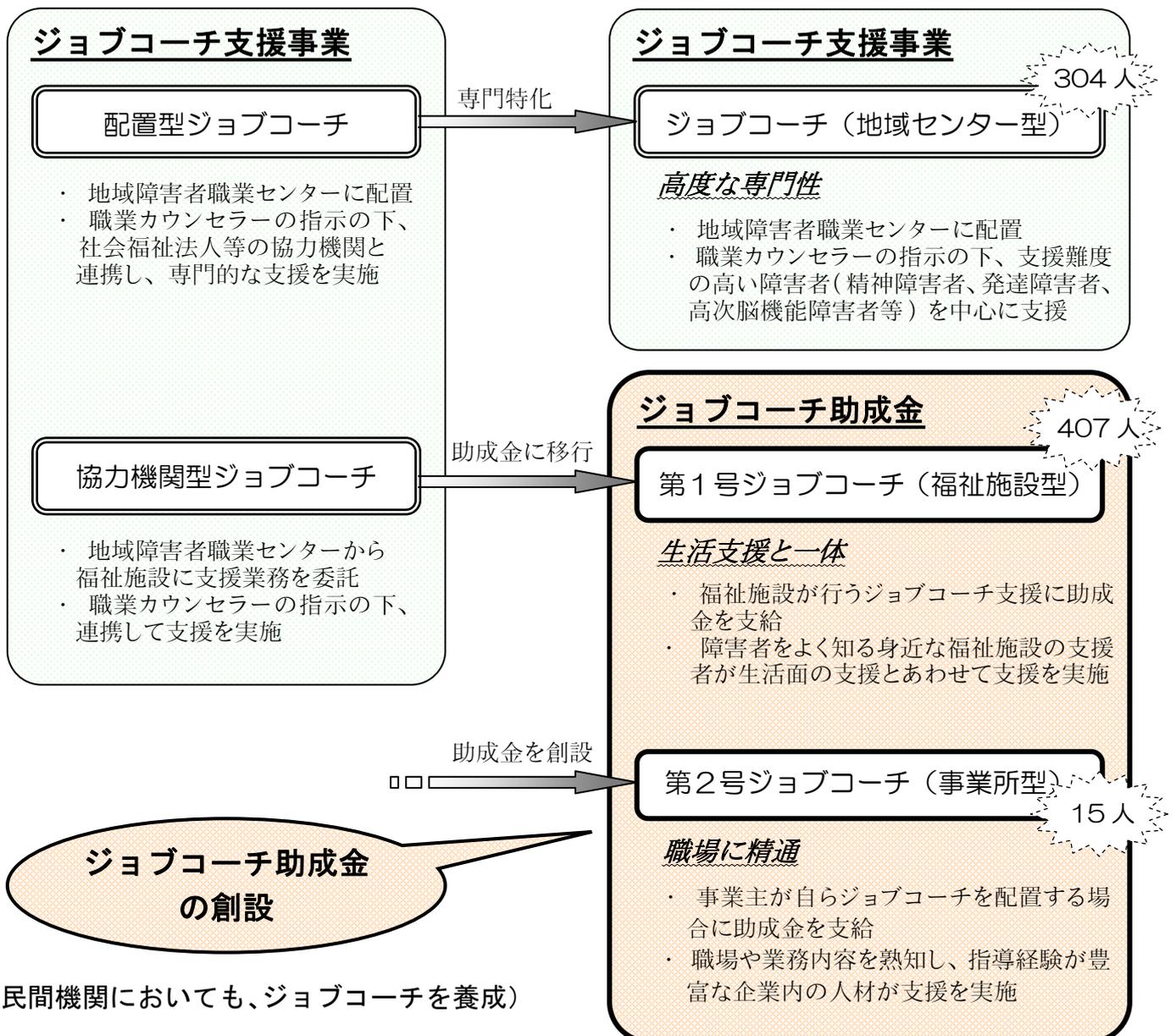
◎ 見直しのねらい

- ① 支援ニーズの増加への対応
→ 助成金化によりジョブコーチ数の拡充を図り、柔軟な運用を可能に
- ② ジョブコーチの裾野の拡大
→ 福祉分野や企業における人材を、それぞれの得意分野を活かして有効活用
- ③ 福祉施設の就労支援機能の強化
→ 施設体系の見直しとあいまって、福祉施設に就労支援ノウハウを普及

◎ 見直しの内容

法改正前（17年9月まで）

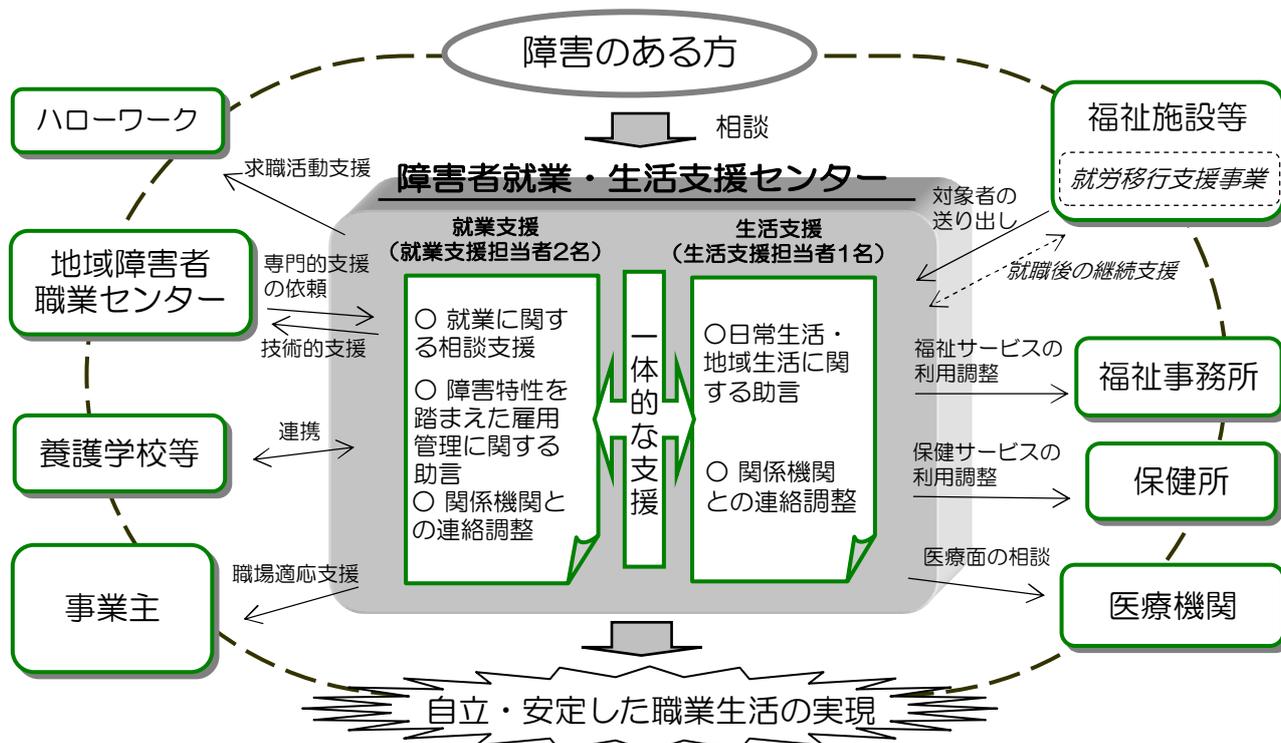
法改正後（17年10月～）



就業面と生活面における一体的な支援（障害者就業・生活支援センター事業）

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。
（平成14年度より開始）

雇用と福祉のネットワーク



◆ 障害者就業・生活支援センターでの業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

◆ 設置箇所数

平成18年度 110センター（17年度 90センター）